特定施設の種類ごとの数変更届出書

届出が必要な場合 特定工場(※1)において特定施設(※2)の数等の変更をしよ うとする場合

> 但し、数等の変更が環境省令で定める範囲(※3)内である場合 又は騒音の大きさの増加を伴わない場合は、届出の必要はない。

届 出 時 期 当該事項の変更に係る工事の開始の日の30日前まで

届 出 先 苅田町役場 環境課 環境対策担当

届 出 書 様 式 特定施設の種類ごとの数変更届出書(様式第3)

添付書類 騒音に係る特定施設ごとの数等および騒音防止の方法(別紙)

工場又は事業場付近の見取り図(地図)

工場又は事業場内における特定施設の配置図

特定施設の騒音レベルのわかるもの(騒音計算書、仕様書等)

遅延理由書 (届出時期を遅延している場合のみ)

提 出 部 数 正副2部

(1部は控えとして、受付・審査後に返却します。)

提 出 方 法 窓口に持参

(郵送による受付は行っていません。)

- ※1 特定施設を設置し、届出をしている工場又は事業場
- ※2 騒音規制法施行令別表第1に規定されている施設(別紙一覧参照)
- ※3 環境省令で定める変更の届出を要しない範囲内とは、特定施設の種類ごとの数を減少する場合及びその数を当該施設の種類に係る直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合

届出書記入にあたっての注意事項

- 1. 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分がるときは、その記号並びに名称を記載すること。
- 2. 特定施設の種類の枠が足りない場合は、「別紙」と記載し、別紙に詳細を記載すること。
- 3. ※印の欄には、記載しないこと。
- 4. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 5. 記入見本、記載例等を十分参照のこと。